

町有財産売却一般競争入札要領

1 入札物件

(1) 物件番号 1

所 在	区 分	面 積	地 目 構 造	建設年度	最低売却価格
羅臼町海岸町 19 番 2、 121 番	土 地	約 1,490 m ²	宅 地		1,490,000 円
	家屋 1	72.90 m ²	木造 2 階建	S57 年度	
	家屋 2	66.04 m ²	木造平屋建	S63 年度	
	家屋 3	66.04 m ²	木造平屋建	H5 年度	

※売却する土地は、一部土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含んでいます。

※売却価格については、土地代金のための価格となります。建物代金は無償とし、現状での引渡しとなります。修繕等が必要な場合、購入者の負担となります。

※購入者決定後、分筆登記を行うことから、売却面積及び売買価格が若干変動する可能性があります。

2 入札参加者の資格

入札参加は下記の条件を満たす方であれば個人、法人を問いません。なお、落札しても、下記の条件を満たさない場合、売買契約は締結できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 羅臼町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員及び第 2 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税のうち、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 本町の町税に滞納がないこと。

3 入札参加申込期間

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。令和 8 年 8 月 10 日（月）8 時 45 分から令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時 30 分までに、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

(1) 申請書類

- (i) 町有財産売却一般競争入札参加申込書（様式 1）
- (ii) 暴力団排除に関する誓約書（様式 2）
- (iii) 添付書類

【個人の場合】

- ・印鑑登録証明書 1 通
- ・住民票 1 通

- ・身分証明書 1通 ※本籍地の戸籍担当窓口で発行されます。
- ・納税証明書その3の2（国税） 1通 ※未納の税額がないことの証明
- ・納税調査承諾書 1通

【法人の場合】

- ・役員等一覧表（様式4）
- ・印鑑証明書 1通
- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本） 1通
- ・納税証明書その3の2（国税） 1通 ※未納の税額がないことの証明
- ・納税調査承諾書 1通

※共有名義での参加の場合は、共有者全員の添付書類が必要となるほか、別紙共有者名義及び委任状（様式3）が必要です。入札等のすべての権限は申込者（代表者）となります。

※国税（法人税及び申告所得税、消費税及び地方消費税）の未納の税額がないことの証明について、個人の方は「納税証明書その3の2（申告所得税及び復興特別所得税及地方消費税）」、法人の方は「納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）」が必要となります。羅臼町に納税義務のある方のみ、納税調査承諾書の提出が必要となります。

※各種証明書は、発行日から3か月以内の原本とします。

（2）提出場所

羅臼町役場建設水道課に直接持参するか郵送してください。

（3）提出方法

（ア）提出の場合：8時45分から17時30分まで（土日祝日除く）

（イ）郵送の場合：一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送してください。令和8年8月21日（金）必着とし、申込期限を過ぎたものは失格とします。

【送付先】〒086-1892 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町役場建設水道課 宛

※封筒には「町有財産財産売却一般競争入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

（4）その他

（ア）申請書類は、羅臼町ホームページに掲載します。

羅臼町ホームページ「 羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/> 」

（イ）入札参加者の資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとします。

（ウ）書類の不備があった場合、受付できませんので、書類の準備ができ次第、お早目の提出をお願いします。

4 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後、本町から次の書類を郵送します。

- ・町有財産売却一般競争入札参加申込書の写し

※提出いただいた町有財産一般競争入札参加申込書の写しに当町の受付印を押印します。

- ・入札書（様式5）

5 入札方法等

入札者は、入札書に必要な事項を記入し、町有財産売却一般競争入札参加申込書（写し）を添付して、持参または一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかの方法により提出する。

（１）提出書類

（ア）入札書（様式５）

※入札者は、入札書に必要な事項を記入するうえで、入札書の注意事項を確認し、無効となるよう注意して下さい。

（イ）添付書類

・町有財産売却一般競争入札参加申込書（写し）

※入札参加申込受付後、受付印が押印されたもの

（２）入札書等提出期限

令和８年８月２５日（火）から令和８年８月３１日（月）１７時３０分まで

※この期間内に入札書等が到着しない場合、無効となります。

（３）入札書等の提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送する。

【送付先】

〒086-1892 目梨郡羅臼町栄町１００番地８３

羅臼町建設水道課 宛

（４）入札書等の提出にあたっての注意事項

（ア）郵送で入札される方は、「郵送入札の封筒作成方法」も参照して下さい。

（イ）共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた申込者（代表者）の住所・氏名記入して下さい。

（５）入札の回数は、１回とします。

6 入札執行（開札）の日時及び場所

（１）開札日時

令和８年９月１日（火）１０時００分

（２）開札場所

目梨郡羅臼町栄町１００番地８３ 羅臼町役場庁舎２階 町長室

（３）開札の立会い

入札者による立会いは行わず、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

7 落札者の決定方法

(1) 有効な入札を行った者のうち、町が公表する最低売却価格以上で最高価格を提示した者を落札者とする。

(2) 最高額を提示した者が複数いる場合は、入札の事務の関係のない職員が代理してくじ引きを行い、落札者を決定しますので、ご了承の上、入札に参加して下さい。

(3) 落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に対して、電話により結果を通知します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告及び町有財産売却一般競争入札要領に示した条件を満たさない者が行った入札
- (2) 申請書類等を提出期限までに提出しなかった者が行った入札
- (3) 申請書類等に虚偽の記載をした者が行った入札

(4) 入札参加申込書受付後、入札までの期間において、指名停止を受ける等入札参加資格にかけることとなった

(5) その他入札の条件に違反した入札

9 契約の締結

令和8年9月7日（月）までに仮契約を締結し、分筆測量終了後、本契約を締結する。契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

10 売買代金の支払い

落札者は、本契約締結の日から15日以内に納付すること。

※分納での納付はできません。

11 所有権移転登記

(1) 売買代金が完納されたことを確認され次第、所有権移転を行います。

(2) 所有権移転登記の手続きは、羅臼町が行います。所有権移転登記が、完了次第、落札者（共有名義の場合は代表者）に登記識別情報通知をお渡しします。なお、共有名義で売買契約を締結した場合については、当該共有者名義で所有権移転登記を行います。

(3) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 その他

(1) 入札参加者は、羅臼町財務規則その他関係法令を厳守して下さい。

(2) 売買契約書（町保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税の他、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 売買物件の土地の関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、落札者において行っていただきます。

(5) 売買物件の敷地内のゴミ、埋設物の撤去、立木の伐採、草刈り等に要する費用は落札者の負担となります。

(6) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがあります。なお、提出した入札書は延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は速やかに入札参加者に返却する。

1 3 問合せ先

〒086-1892 目梨郡羅臼町栄町1 0 0 番地 8 3

羅臼町役場建設水道課

TEL 0153-87-2163 FAX 0153-87-2916